

統計法改正に伴う茨城県統計調査条例の全部改正について

茨城県企画部統計課普及情報グループ 柴沼桂子

統計法は、統計に関する基本法として昭和22年5月1日に施行された法律です。第二次世界大戦によって荒廃した日本国家の再建のため、統計の整備が強く求められる中、統計の真実性の確保などを目的として作られたものです。それから60年。この間、統計法は、統計報告調整法とともに統計行政に対する大きな役割を果たしてきましたが、社会・経済の大きな変化に伴い様々な課題が生じるなか、抜本的な見直しが行われ、平成19年5月に全部改正されました。

この統計法の改正を契機として、茨城県においても「茨城県統計調査条例」を全面的に見直し、「茨城県統計条例」として新たに施行することとなりました。今回は、これらの改正の概要をご紹介します。と思います。

1 統計法の改正について

1 改正の趣旨

産業構造の変化や、プライバシー意識の向上による調査環境の変化、情報処理技術の発達による新たなニーズ等に対応するため、「公的統計」の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図ることにより、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的として改正が行なわれました。

「公的統計」とは、国勢統計などの統計調査により作成される調査統計だけでなく、統計調査以外の方法で作成される加工統計（他の統計の結果を加工することにより作成される統計）や業務統計（業務データを集計することにより作成される統計）も含めた、公的機関が作成する統計全般をいいます。

2 改正の概要

(1) 公的統計の体系的整備の推進

- ・国の行政機関が作成する統計のうち、公的統計の中核となる特に重要な統計を「基幹統計」（国勢統計、国民経済計算及び総務大臣が指定した統計）に位置付け、その作成・公表に関して必要な規定を整備しました。
- ・公的統計の整備に関する目標や具体的取組を政府全体で共有し、総合的かつ計画的に推進するため、「公的統計の整備に関する基本的な計画（以下「基本計画」といいます。）」を内閣の意思決定（閣議決定）として定める仕組みを新たに設けました。



■統計の窓

(2) 統計データの利用促進と秘密の保護

- ・統計データの利用の拡大を図るための方策として、新たに、利用者からのオーダーに応じて集計等の作業を行い、結果のみを提供する「委託による統計の作成等」（オーダーメイド集計）と、調査票に匿名化措置を施した「匿名データ」の作成・提供を制度化し、学術研究目的など一定程度の公益性が認められる場合には、手数料を徴収した上で、これらの制度の利用を認め得ることとしました。
- ・統計調査によって集められた情報などを、統計の作成に関連する目的以外に利用・提供した者や、守秘義務規定に違反した者に対する罰則を整備強化しました。また、民間委託の進展に対応するため、調査票の情報等を取り扱う者（受託者を含む）に対する守秘義務、情報の適正管理義務、罰則等を明確に規定しました。

例) 守秘義務違反「1年以下の懲役又は10万円以下の罰金」

→「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」

- ・国勢調査などの基幹統計調査について、その調査と紛らわしい表示や説明をして情報を得る行為（いわゆる「かたり調査」）を禁止し、これに違反した者は、未遂も含めて2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されます。

(3) 統計委員会の設置

- ・専門的かつ中立公正な調査審議機関として、内閣府に統計委員会が設置されました。この委員会は、基本計画の案の審議や基幹統計などに関する調査審議を行うとともに、関係大臣へ意見を述べることで、公的統計の体系的整備における中核的な役割を担います。

3 施行：平成21年4月1日

2 茨城県統計調査条例の改正について

1 改正の趣旨

統計法が全部改正されたことを契機として、また、この趣旨を踏まえ県が作成する統計の体系的な整理や、県独自の統計調査における調査対象者の秘密保護の強化、及び調査票情報の利活用を図る必要があるため、茨城県統計調査条例の全部改正を行いました。

2 改正の概要

(1) 「県基幹統計」制度の新設及び条例の名称変更

現行条例の対象である調査統計（統計調査によって作成される統計）のみならず、県が作成する統計全般を対象としました。このうち、重要な統計を「県基幹統計」として知事が指定し、公示を行います。

また、統計全般を対象とすることから、名称を「茨城県統計調査条例」から「茨城県統計条例（平

成20年茨城県条例第45号)」に改めました。

(2) 調査票情報の二次利用及び提供に関する規定の整備

統計データの有効活用を図るため、調査票情報の二次利用（庁内における調査票情報の利用）及び調査票情報の提供（提供を受けられる者は、国の行政機関や他の地方公共団体、独立行政法人等に限る。詳細は「茨城県統計条例施行規則」で規定）についての規定を整備しました。また、これらの規定により調査票情報の提供を受けた者に対する適正管理義務、守秘義務及び利用制限について規定しました。

(3) 県統計調査の対象者の秘密保護の強化

- ・統計法において基幹統計調査と誤認させる調査（かたり調査）の禁止の規定が新設されたことから、県条例においても県基幹統計調査と誤認させる調査（かたり調査）の禁止及び罰則を規定しました。

（※かたり調査の例：県基幹統計調査の統計調査員を装って、調査対象者に接触し、記入済みの調査票をだまし取ること）

- ・統計法の罰則強化に伴い、条例における罰則の新設及び量刑の引き上げを行いました。

3 施行：平成21年4月1日

《参考》罰則の量刑について

（年月：懲役，金額：罰金）

項目	新 条 例	現行条例
1. 県基幹統計調査と誤認させる調査（かたり調査）の禁止違反	2年以下又は100万円以下	
2. 調査票情報の提供を受けた者による秘密漏洩	2年以下又は100万円以下	6月以下又は10万円以下
3. 調査票情報の提供を受けた者による調査票情報の不正提供・盗用	1年以下又は50万円以下	
4. 県基幹統計の結果の改ざん	6月以下又は50万円以下	
5. 報告義務者による報告拒否・虚偽報告	30万円以下	10万円以下又は科料
6. 報告義務者に対する報告妨害	30万円以下	10万円以下又は科料
7. 資料未提出・立入検査拒否等	30万円以下	10万円以下又は科料

「茨城県統計条例」全文については、茨城県統計課のホームページ「いばらき統計情報ネットワーク」のお知らせ欄に掲載しておりますので、ご覧ください。



<http://www.pref.ibaraki.jp/tokei/kaisei.html>